| | | |
|---|---|---|
| 5 | (1)　滋賀県甲賀市水口町春日2638番地　(246.30)<br>(2)　滋賀県栗東市荒張字浅柄野菖蒲谷1373―35　(204.60) | 北緯35度00分26秒東経136度08分36秒の地点と北緯35度00分26秒東経136度08分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度00分22秒東経136度08分03秒の地点と北緯34度59分37秒東経136度02分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度59分19秒東経136度00分57秒の地点と北緯34度59分07秒東経135度59分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 6 | (1)　愛媛県西条市喜多川853番地　(54.90)<br>(2)　愛媛県西条市氷見字長谷丁３番１長谷山1062林班ち小班　(339.00) | 北緯33度55分54秒東経133度10分07秒の地点と北緯33度52分34秒東経133度08分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 7 | (1)　愛媛県西条市北条962番地２　(31.50)<br>(2)　愛媛県西条市氷見字長谷丁３番１長谷山1062林班ち小班　(339.00) | 北緯33度55分43秒東経133度06分47秒の地点と北緯33度52分33秒東経133度07分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 8 | (1)　愛媛県西条市飯岡2680　(74.20)<br>(2)　愛媛県新居浜市冏島長谷山65林班イ小班　(293.00) | 北緯33度54分49秒東経133度13分25秒の地点と北緯33度54分54秒東経133度13分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度54分59秒東経133度14分07秒の地点と北緯33度55分00秒東経133度14分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度55分02秒東経133度14分20秒の地点と北緯33度55分03秒東経133度14分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度55分06秒東経133度14分38秒の地点と北緯33度56分45秒東経133度21分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 9 | (1)　愛媛県四国中央市土居町上野　(199.60)<br>(2)　愛媛県新居浜市大字船木字㐧たに乙の２―１　(293.00) | 北緯33度56分37秒東経133度23分38秒の地点と北緯33度56分45秒東経133度22分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 10 | (1)　徳島県三好市池田町白地野呂内770―２　(938.90)<br>(2)　愛媛県四国中央市中曽根町173　(107.00) | 北緯34度01分50秒東経133度43分15秒の地点と北緯33度58分35秒東経133度33分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 11 | (1)　徳島県勝浦郡勝浦町大字坂本字日浦134―107　(895.70)<br>(2)　徳島県美馬市美馬町字入倉813―４　(1057.70) | 北緯33度57分21秒東経134度26分44秒の地点と北緯34度06分31秒東経134度02分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |

**○総務省告示第三百七号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和五十七年郵政省告示第五百二十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二日　　総務大臣　山本　早苗

一　昭和五十七年郵政省告示第五百二十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一二の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一二 | 削除 |

二　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

三　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四二の項及び四三の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 四二 | 削除 |
| 四三 | 削除 |

四　平成十一年郵政省告示第五百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四五の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 四五 | 削除 |

第二項の表四六の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

五　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一七 | 削除 |

六　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三七の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 三七 | 削除 |

第一項の表四九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 四九 | 削除 |

第一項の表五三の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 五三 | 削除 |

第一項の表一〇四の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一〇四 | 削除 |